

別表5 舗装用ブロック

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	再生資源を含有した舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）を対象とする。
② 品質・性能	<p>a. 以下の基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平板：「JIS A 5371 : 2016 プレキャスト無筋コンクリート製品（推奨仕様B-1 平板）」によること。 ・ インターロッキングブロック：「JIS A 5371 : 2016 プレキャスト無筋コンクリート製品（推奨仕様 B-3 インターロッキングブロック）」又は「JASS 7 M-101:2009 インターロッキングブロックの品質規格」のいずれかによること。 <p>b. 湿潤状態のすべり抵抗値が、BPNで60以上（車道及び駐車場用）、40以上（歩道用）であること。</p>
③ 再生資源の含有率	<p>別表5-1に掲げる再生資源を、製品の質量比で別表5-1に掲げる「含有率」以上含有しており、かつ、これら以外の再生資源を含有していないこと。</p> <p>ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。</p>
④ 環境に対する安全性	<p>a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</p> <p>b. コンクリート再生骨材以外の再生資源を用いる場合は、原則として原料（再生資源）が（ただし、焼成品の場合は原則として製品。）、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。</p>
⑤ 品質管理	<p>a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。</p> <p>b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。</p>
⑥ 環境負荷	<p>a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。</p> <p>b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表5-2に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。</p>

別表5－1 再生資源の含有基準

原料となる再生資源	含有率(重量%)		
	JIS A 5371に適合するもの	JASS 7 M-101に適合するもの (歩道・駐車場用のみ)	
		コンクリート製	れんが製
・採石および窯業廃土 ・珪砂水簸時の微少珪砂(キラ) ・高炉スラグ ・電気炉酸化スラグ ・鋳物砂 ・フェロニッケルスラグ ・銅スラグ ・キューポラスラグ ・石炭灰(フライアッシュ、クリンカアッシュ) ・産業廃棄物溶融スラグ ・コンクリート用再生骨材 ・建設汚泥を分級・脱水・洗净した再生骨材 ・製紙スラッジ焼却灰 ・アルミスラッジ焼却灰 ・製紙スラッジ溶融スラグ ・アルミスラッジ溶融スラグ ・一般廃棄物溶融スラグ ・下水道汚泥焼却灰 ・上水道汚泥焼却灰 ・湖沼等の底泥焼却灰 ・下水道汚泥溶融スラグ ・上水道汚泥溶融スラグ ・湖沼等の底泥溶融スラグ ・陶磁器くず ・廃ガラス ・下水道汚泥 ・上水道汚泥 ・湖沼等の底泥 ・製紙スラッジ ・アルミスラッジ	50%	50%	40%
	不可		不可

注) 表中に示す含有率以上の再生資源を含有している必要がある。

別表5－2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-----------------	--